

利用者インターネット用パソコンリース物件仕様書

1 基本事項

(1) 概要

本仕様書は、守山市立図書館における利用者インターネット用パソコンのリースに関して必要な事項を定める。

(2) 納入場所

守山市守山五丁目3番17号 守山市立図書館

(3) 納入期限

令和6年7月31日まで

(4) その他

- ア 本仕様書に記載されていない事項は、別途指示もしくは協議するものとする。
- イ 業務上知り得た情報等については他に漏らさないこと。

2 リース物件仕様

(1) リース物件名

利用者インターネット用パソコン

(2) リース期間

令和6年8月1日から令和11年7月31日までの60か月間（5年間）とする（地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約）。

なお、リース期間満了後、リース物件の所有権は守山市に移転すること。また、売買扱いとするファイナンスリースであるため、リース会社における固定資産税の申告は不要であり、その費用をリース会社で負担する必要はない。

(3) リース物件価格

金 889,600 円（消費税等抜き価格）

別紙「リース対象機器等一覧」を参照のこと。

(4) リース物件詳細

リースに係るパソコン機器他の仕様はリース対象機器等一覧のとおりとする。

(5) リース物件の保守および保証について

パソコン機器他（ハード）の保守については、初年度1年間は購入時付属の無償保証およびリース対象機器等一覧の「サポートパック」で対応する。サポートパックの対象外となるものについては、守山市の責任で行うため不要とする。

(6) 動産総合保険について

落札者は、当該物件について賃貸借期間中継続して、落札者を被保険者とする動産総合保険契約を締結するものとし、その費用を負担すること。

(7) 消費税について

リース開始日時点の税率とする。

(8) 支払いについて

契約形態は、月額リース金額を定めての長期継続契約とし、毎月末日に当月リース料の請求を受け、30日以内に支払う。なお、リース料の月額はリース期間中を通じて一定額とする。

3 物品調達業者

(1) 取扱業者

滋賀県大津市浜大津一丁目4番12号

キステム株式会社 代表取締役 井門 一美

担当者 飯塚 洋貴

連絡先 077-526-3955

(2) 取扱業者への支払期限

令和6年8月31日

4 問い合わせ先

〒524-0022 滋賀県守山市守山五丁目3番17号
守山市立図書館

電話 077-583-1639

F A X 077-583-6949

e-mail toshokan@city.moriyama.lg.jp